

実特法に基づく「居住地国」の確認（CRS）

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、日本を含む各国の税務当局は自国の納税義務者が他国に有している金融口座情報を入手するための取組みを進めています。

このような国際的な流れを受け、金融機関では、平成29年1月施行の「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律（略称『実特法』といいます。）」に基づき、お客さまとのお取引開始時に、お客さまが、「お客さまが居住者として租税を課される国（居住地国）はどこか」について、お客さまからのご申告・お届出により確認させていただいたうえで、国外・国内の法律等に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務付けられています。

当金庫では、税法上の居住地国（納税地国）が日本以外と届出の方は、口座開設のお申込みをいただくことはできません。

なお、お客さまがご入力、ご同意された内容の一部が届出書となりますが、虚偽の内容を入力等された場合は、法令による罰則の対象となるおそれがありますのでご注意ください。

また、ご記入いただいた内容に変更があった場合は、その事実の発生後3か月以内に改めて届出書を提出いただく必要があります。その際は、速やかにお取引店までお申し出ください。

以 上